

令和3年第1回定例会 総務文教常任委員会審査記録（第1日目）

- 1 日 時 令和3年3月5日（金） 午前9時58分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第15号 村上市地方創生応援基金条例制定について
 議第16号 村上市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
 議第17号 村上市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について
 議第18号 村上市新潟県厚生農業協同組合連合会村上総合病院移転新築支援基金条例を廃止する条例制定について
 議第19号 市有財産の無償貸付について
 議第29号 令和2年度村上市土地取得特別会計補正予算（第1号）
 議第6号 令和3年度村上市土地取得特別会計予算
 議第7号 令和3年度村上市情報通信事業特別会計予算
- 4 出席委員（7名）
- | | | | |
|----|-----------|----|-----------|
| 1番 | 渡 辺 昌 君 | 2番 | 木 村 貞 雄 君 |
| 3番 | 本 間 善 和 君 | 4番 | 高 田 晃 君 |
| 5番 | 佐 藤 重 陽 君 | 7番 | 河 村 幸 雄 君 |
| 8番 | 小 杉 武 仁 君 | | |
- 5 欠席委員
なし
- 6 傍聴議員（7名）
- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 上 村 正 朗 君 | 菅 井 晋 一 君 | 富 樫 雅 男 君 |
| 稲 葉 久美子 君 | 姫 路 敏 君 | 大 滝 国 吉 君 |
| 山 田 勉 君 | | |
- 7 地方自治法第105条による出席者
議長 三 田 敏 秋 君
- 8 オブザーバーとして出席した者
なし
- 9 説明のため出席した者
- | | |
|---------------------|-----------|
| 副 市 長 | 忠 聡 君 |
| 総 務 課 長 | 竹 内 和 広 君 |
| 同 課 参 事 | 小 川 智 也 君 |
| 同 課 危 機 管 理 室 長 | 大 滝 豊 君 |
| 同 課 危 機 管 理 室 副 参 事 | 須 貝 直 毅 君 |
| 同 課 情 報 化 推 進 室 長 | 川 崎 健 一 君 |
| 企 画 財 政 課 長 | 東 海 林 豊 君 |
| 同 課 課 長 補 佐 | 太 田 尚 美 君 |
| 同 課 企 画 政 策 室 長 | 田 中 和 仁 君 |
| 同 課 財 務 管 理 室 長 | 榎 本 治 生 君 |
| 同 課 財 務 管 理 室 係 長 | 鈴 木 郁 君 |
| 同 課 財 務 管 理 室 係 長 | 斎 藤 要 君 |
| 自 治 振 興 課 長 | 渡 辺 律 子 君 |

同課自治振興室長	前川龍也君
同課公共交通係係長	天井啓喜君
会計管理者会計課長	大滝慈光君
消 防 長	鈴木信義君
消防本部総務課長	小林精司君
同課庶務係係長	田村善浩君
選管・監査事務局長	佐藤直人君
監査委員事務局次長	木村俊彦君
選挙管理委員会事務局次長	齋藤正栄君
荒川支所長	平田智恵子君
神林支所長	石田秀一君
朝日支所長	岩沢深雪君
山北支所長	齋藤一浩君

10 議会事務局職員

局 長	小林政一
次 長	内山治夫

(午前 9時58分)

委員長(小杉武仁君)開会を宣する。

○本委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第1 議第15号 村上市地方創生応援基金条例制定についてを議題とし、担当課長(企画財政課長 東海林 豊君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

企画財政課長 おはようございます。議第15号は、村上市地方創生応援基金条例の制定についてである。本市では、地域再生法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業、いわゆる企業版ふるさと納税であるけれども、地域再生計画、スケートボードの聖地「むらかみ」セカンドプロジェクトの認定を国からいただき、スケートパークの事業に活用することとしている。このたび信金中央金庫では、創立70周年の記念事業といたして企業版ふるさと納税の仕組みを活用してSCBふるさと応援団を創設し、寄附金対象事業を募集いたしました。本市では、地元の村上信用金庫の推薦を受け応募いたしましたところ、対象事業として決定され、本年度1,000万円の寄附をいただくことになった。今回寄附者の意向といたして、施設の維持管理費ではなく事業費への活用を希望されていることから、基金を設置し、来年度以降も複数年にわたり有効に活用させていただくものである。なお、基金が設置された場合、1,000万円のうち本年度充当分として160万円、これを差し引いた840万円に一般財源60万円を加え、900万円を基金に積み立てることとしており、今回ご提案している補正予算第15号に計上をいたしているところである。以上、よろしく願いいたします。

(質 疑)

佐藤 重陽 すみません、私本会議の初日にちょっと休むことになってしまったもので、今の説

明聞いてあれと思ったのは、私本当もともとは何でこれ基金を設置しなければいけないのかというちょっと疑問があったのだ。ところが、今の課長の話だと、いわゆる信用金庫側の意向を酌むと基金を組むしかない、こういうことに捉えられるわけか。

企画財政課長 今年1,000万円ということで高額な費用今回いただくことになったわけであるけれども、なかなか今年度コロナの関係等もあって、事業費も縮小している。ただ、維持管理費はあるので、本来はそこに充当できる制度ではあるのだが、信用金庫さん側としては、やはり例えばジュニア育成だとか、そういう部分に使っていただきたいという意向があったので、そうすると今年度充当できる金額は、先ほど申し上げた160万円程度しかないということで、基金をつくらないでということになると、その分はもうお返ししなければならぬということになるものだから、基金をつかって来年度以降事業に充てていくということで、内閣府と協議をしてそういう形を取らせていただきたいということである。

佐藤 重陽 いや、それならそれで今度、そもそも基金という形が必要なのかと今言ったように私疑問だったのだけれども、そういうことであれば、基金の設置はしたほうが信用金庫としてお手伝いした側、また受けるこちら、その市の側としても、事業運営を考えたらその基金の中に組み入れて運用していくほうが使いやすいと、こういうことだとすれば、それはそれである程度理解をさせてもらうにしても、今度基金条例の名前なのだけれども、村上市地方創生応援基金条例となっているわけだ。そうすると、これ言って悪いけれども、信用金庫さんの側というか、信用金庫というのがよく分からないけれども、信用金庫さんの側は、あくまでも事業としてスケートボードの聖地「むらかみ」というプロジェクトを支援してやると。そのために金を使うと、こういうわけだよね。そうすると、その基金条例の名称がちょっと違うのではないか。出てくる中に、やはり全然そのスケートボードなんて出てこないわけだし、スケートパークのこと出てこないわけだし、何よりも村上市地方創生応援基金条例と言われると、ふるさと創生との兼ね合い、ここ非常に紛らわしくて、一般市民にとってはその寄附の見方というのが、基金の在り方というのがなかなか分かりづらくなっていくのではないかなと思うのだ。やっぱりこれは、スケートパークなのであれば、スケートパークということはある程度きちんとうたっていないと、何のための基金条例なのだろう。これ地方創生なのだから、こういうところで何で使えないのだと、いろんな問題がこの基金条例だけだと出てくると思うのだけれども、その辺どういうふうに考えるか。

企画財政課長 確かにそういう部分はあるのかもしれないけれども、この地方創生応援基金ということで今回したということは、先ほどこのまち・ひと・しごと創生寄附活用事業、これ企業版ふるさと納税になるわけだけれども、企業版ふるさと納税の仕組みちょっと改めてご説明をさせていただくと、非常に限定的になっていて、個人のふるさと納税とは全然もう仕組みが違う。国から直接私もお金を受けるわけではないのだけれども、あらかじめ地域再生計画ということで再生、どういうことに使うよという計画を内閣府に上げた上で、その認定を受けてそこに使えるということであって、その認定に当たっても非常に厳しい条件はついているということであって、今回この基金をつくっているところはまだ少ないのだけれども、基金をつくるに当たっては、よその条例もちょっと見させていただいて、このような形のものをつくっているとところも実際あったし、それを踏まえて内閣府のほうと・・・内閣府のほうとい

うのは、その再生計画も含めてこの再生計画に基金をつくるということになれば、基金の条例案もつけなければならないので、つけた上でこういう形でということでの審査を受けてオーケーをもらったという経緯があって、こんな形にさせてもらったということだ。

佐藤 重陽 認可が必要でと、それは分かったけれども、そうするとこれは要するに今の基金条例は、そのスケートパークにしか使えないのだけれども、そういう限定的なものではないと総務省の、その国の許可は下りなかったと、そういうことなの。そうであれば、もっと俺は表題変えたほうがいいと思う。

企画財政課長 今スケートパーク限定ということで申し上げたけれども、現在はスケートパークしか使えないことになっている。というのは、私どもの再生計画は今スケートボードの聖地「むらかみ」セカンドプロジェクトということでの再生計画の認可を受けているので、当然それしか使えないという状況であるけれども、企業版ふるさと納税の制度というのは、これからも続く我々は考えているので、例えば次のまたこれから展開していく上でほかの事業にもどんな形で使っていくかということもある。そういうときにも、この基金というのはそのまま、もちろんその用途は国の再生計画の認定を受けた事業ということで限定的になるけれども、そういうときにもこの基金はそのまま生きていくということになっていくということであるので、そういう今後の展開も含めた上でこんな形にさせていただいたということである。

佐藤 重陽 すみません、それでは最後に、ということは国の再生計画にのせている今事業というのは、スケートパークしかないのだよ、逆に言えばそういうこと。

企画財政課長 今現在は、私どもが最初当時この企業版ふるさと納税を取り入れていく時点というのは、かなり限定的であった。特化したこういう事業に限定しないとできないような、再生計画の認定が通らないような事業であったのだけれども、最近は緩和されてきていて、もうちょっと幅広にもなってきている。ただ、今村上市の場合は、実際このセカンドプロジェクトということで、スケートボードの聖地「むらかみ」というその事業しか国から認定を受けていないので、実際国のほうには今そういう形で認定を受けていて、寄附をこれまでも何年かにわたっていただいているわけだけれども、どこの企業から幾らいただいたという実績報告も毎年しなければならない。当然寄附をしていただいた企業さん側としては、今制度も非常によくなって、寄附金額の9割程度が税制優遇ということで受けることになるので、形を変えれば国のほうとすると、その分税が減収になるわけであるから、直接私ども補助金は受けていないけれども、やはり国とすると減収になっているということで国が結構それに関与しているので、ほかの目的に使うということはこれは絶対できないということでもうかなり厳しくチェックされるし、そんな形であるので、今うちが受けている再生計画はこのスケートボードだけであるから、それ以外に使うということではできないということである。

本間 善和 私も、この事業のことをホームページからも読ませていただいた。ちょっと確認だけれども、この事業というのは、今課長が前任者の質問で答えたとおり、企業版のふるさと納税に基づくセカンドプロジェクトということで、2020年から2024年間の事業、4年間という格好で目標3,000万円で行っていると。認可をいただいたと。それに対して、今信金さん、中央会が1,000万円をよこしたということで間違いはないね。

企画財政課長 そのとおりである。

本間 善和 そういう格好で村上市が地方と地方の企業と村上市と一体になってスケートパーク

を限定して地域の貢献に尽くすように、子どもたちの貢献に尽くすようにという目的で設置されたという趣旨だと思うのだけれども、私実は地域再生計画認定申請マニュアル、はっきり言って地方創生推進局、これ内閣府が出している資料だけれども、この中の基金の在り方、基金のつくり方の注意事項読ませてもらったのだ。多分課長も読んでいると思うのだけれども、手持ちあると思う。この基金を設置する場合、これ基金の要件だ。ちょっと読ませてもらった。地方公共団体が設置する基金であって、取崩し型のものであること、これ当然なことだと思う。それから、2番目として基金の設置根拠となる条例、今回の条例だ。今回の条例においては、その目的が事業単位で特定のもののみに限定されることが明確に定められるという格好で、今回の場合はスケートパーク1つしか取っていないわけだから、スケートパーク限定という格好で私は捉えるべきでないかと思っているが、この点についてはどんなような見解でこのような名称にしたのだろう。

企画財政課長 この条例を先ほど、ちょっとまたかぶるかもしれないが、つくる段階で内閣府とのやり取りをしてきたわけであるけれども、村上市の場合は、今再生計画はスケートボードだけだから、よそに用途、目的外に使うということもこれあり得ないし、その点については特に内閣府からは指摘は受けていない。これで大丈夫だということでの指摘というか、確認がされたところである。

本間 善和 内閣府はそういうふうに答えたのだかもしれないけれども、私調べてみると、このプロジェクトに対して全国からいろんな市町村が、できたのはわずか去年からなのだけれども、全国からいろんな市町村のやつこれに伴って設置した基金があった。私も調べてみた。その中で、逆に先ほど課長は全国の中の都市の中にはこういう格好であるよと言ったけれども、私調べた中では明確に何々のプロジェクト、何々かをするためのプロジェクト基金という格好でタイトルにもうその名称をぱつっとうたっている市町村見つけたのだけれども。それから、私問題として疑問に思ったのは、今後この事業というのは、課長先ほど答弁したとおり、幾つかの事業をセカンドプロジェクトという格好で起こす可能性がある、複数の事業という格好で。ここにも書いてある。単一でやる場合は、特定のもののみに限定されたことが明確に定められるもの。複数の事業を目的とする場合は、全ての事業が地域創生計画に記載されているもの、これは当然なことだ。なお、基金を設置する場合には、この場で事前に相談してくれと。逆に言えば、目的が今度違ってくるわけだから、スケートパークを造ろうという基金、それから例えば例だけれども、お城山を建設しようという基金をプロジェクトでつくったといえ、やはり目的が違うわけだから、同じところへ入れられないという格好になると思うのだ、この基金条例をつくったとしても。だから、私は今回寄附をしてくださった相手方のことも考えると、やはり明確に今後も全国の皆様から、今は1,000万円だけれども、目標は3,000万円という格好で設定しているわけだから、今後もこれからスケートパークのプロジェクトとして寄附をいただくためには、してもらうためにはやはり明確な条例の設定が必要だと思うし、設置目的に・・・この設置だよ。設置目的イコール設置だ。ここにもやはりスケートパークという名称、スケートパークのために寄附していただきたいのだよということが明記されるのが当然だと思うのだ。この2点について、私は到底・・・

小杉委員長 一問一答なので、よろしく願います。
本間 善和 理解できないので、その辺のところどう思うか。

- 企画財政課長 基金をその先ほど事前に相談してくれというのは、どんな場合でも再生計画をつくる上でも事前相談ということ、事前協議、基金をつくる場合も事前協議当然必要になってくるので、これから村上市がほかの事業にどんな形で展開していくかちょっと分からないけれども、そういうときには内閣府の指導は当然仰がなければならぬということである、1点は。あともう一点、今委員おっしゃった全国からこの基金を基金に明確にした上で寄附が集まるには、基金が明確でないというふうなことも今おっしゃったけれども、私どもは基金というのはこれあくまでもいただいた寄附金が例えば今年のように余剰が出た場合に、基金として保管をして有効に今後使おうということのこれ手法の一つであるので、寄附金をいただくというその目的においては再生計画がある。再生計画でこういう事業をうちはやっているということをお話していくわけであるので、基金の名称いかんで寄附金のその増減というか、そういうことには影響しないのではないかと私どもは考えている。
- 本間 善和 これは、考え方の違いなので、私は募集するホームページのタイトル名、事業名というのがスケートボードの聖地「むらかみ」セカンドプロジェクト、はっきり言えばちょっとセカンドを取ってもスケートボード聖地「むらかみ」プロジェクトとかという、こういう名称のほうが募集している、お願いしているホームページで出している募集要綱とその基金とがはっきり言えば一致するという格好で見やすいのではないかと思っ、私はそう考えるということで、考えのこれは違いだと思っ。それからもう一点、いいか。
- 小杉委員長 今の答弁はいいか。
- 本間 善和 これは考えの違いだから、答弁ないだろう。管理についてである。提案の管理の中には1条、3条の1項目については、これはもう当然理解する範囲だと私は了承する。この2番目の項だ。2項なのだけれども、必要に応じて最も確実、有効な有価証券に替えることができると。私の考える、示唆するところ、有価証券というのは国債とか町債とか、そういうことを意図しているが、その辺はいかがか。
- 企画財政課長 確かにその部分について、この基金が実際有価証券でどうこうということが出てくるかというのは、確率的には低いかもしれない。ただ、基金条例とすると、ほかの基金もそうであるけれども、私ども保管している基金については、これ会計管理者のほうと私ども協議をいたして、一番少しでも有利なほうということで、今このご時世であるから、金利も非常に低い時代であるから、なかなか金利も多くつくというのは時期ではないけれども、ほかの基金についても、より有利な形ということで定期預金とか、そういう形で運用しながら、今までほかの基金で有価証券というのは運用したことはたしかないと思うけれども、ほかの基金においても、それはこういう形で条例に規定をさせていただいて、万が一そういうことになったとしてもできるというようなことを規定したということである。
- 本間 善和 においてもという格好で課長お話ししているけれども、私ふるさと応援基金、一番近い条例を今手元に持っているのだけれども、運用については2項目は書いていない。この1項目と同じだ。現金もしくは確実、有効な方法により保管しなければならない。2項目は消してある、有価証券というのはこの基金においては。課長今答弁したのと違っている。
- 企画財政課長 ふるさと納税については、今委員おっしゃったのはふるさと納税の基金であるけれども、一般のふるさと納税につきましては、基本的に翌年度大部分がもう取崩しという形で充当している。そんな形もあって、そういう規定で当初つくったというこ

とである。

本間 善和 実は、この今回の条例の基金においても、先ほど課長が当然お話ししたとおり、本年度の事業費は本年度消化するのが一番なのだ、その目的のために。こんな有価証券なんか積んでいる暇ないのだ、趣旨からいって。皆さんが寄附して、たまたま今年は160万円の維持費にしか回せなかったとか、維持費よりしかできなかったということで、そんないともないふうにやっぱり消化して、それを内閣府に前年度報告しなければならぬわけだから、結果を。こういうふうにいただいて、こういうふうに出費したよという格好で、前年度それを報告しなければならぬという義務もあるので、こういう有価証券なんていう言葉は出てこないのではないかと。その逃げとして、1項目のところに現金もしくはという格好で、その他最も确实、有効な方法を考えておけという逃げを取っているのです、それで十分ではないかと、万が一の場合であっても。私はそういうふうに捉えて、この2項目は要らないと思う。いかがか。

企画財政課長 先ほど申し上げたとおりなのだけれども、実際にそういう場面に遭遇するかどうかは、本当に確率は低いと思う。だが、そういう規定もできる規定ということで、私ども幅広に今回は規定をさせていただいたということである。

本間 善和 参考に、私全国の市町村のこのプロジェクトで取ったやつを見させてもらった。ある都市だけれども、1項目で終わって、2項目なかった。そして、事業名基金条例については、もうそのプロジェクトの名前そのものにぱつと入れていた。私はこうあるべきでないかと、これ都市の名前入れたことだけれども、私はそう思う。返答はいい、あと考えの違いだから。

木村 貞雄 課長に何うけれども、まず今の話も踏まえて、今後地域再生計画がもっといいものが例えば上がってきて、新たになるか、変更になるか分からないけれども、そういった場合にどうなのか、今のこの基金をつくっていた場合は、分からない、言っていること。

企画財政課長 再生計画自体は、今のものを変えるということではなくて、その場合はまた別に国の認定を受けることになると思う。先ほど本間委員のご質問にもお答えしたけれども、その場合にこの基金の部分、私どもはこのままということで今考えているけれども・・・

木村 貞雄 簡単に言ってくれ。

企画財政課長 その部分は、内閣府のほうと当然そのときも地域再生計画の確認というか、協議をしなければならぬので、その中で一緒に確認は必要と思っている。

木村 貞雄 そうすると、もう一つ別々に例えばそれよりも多くお金が寄附入った場合は、また新たにその別口でつくるのか。

企画財政課長 基金条例としては、私ども別な再生計画をつくっても、今現在のところはつくるという考えではなくて、この基金条例でいくという考え方である。

木村 貞雄 そうすると、この条例の中に入るわけだね。分かった。

(「答弁」と呼ぶ者あり)

小杉委員長 あるようだ。

企画財政課長 そうなると思う。

木村 貞雄 これから将来的にもっといいものも出てくるかもしれないし、私一般質問したように、例えばの話がユネスコに登録できるような大きなプロジェクト事業つくってやるとすると、それが成功すると、そういういろんなものが出てきた場合に、ここ

に入られるのは、それは本来からいえば理想なのだけれども、ただ今つくっているこの市で提案している条例案を見ると、やはり特化したような形なので、ちょっと不審なところがあるので、今ほども本間委員からその管理のこと今質問したのだけれども、今までも村上市の条例見ると、みんなこのパターンなのだ。変わっているのは、高額医療費の貸付け、ああいうのは条件とか、金額うたっているし、土地開発基金も、これも本来であれば金額を入れなければならないかもしれないのだけれども、それはそれでいいけれども、この管理が例えば市でお金を蓄えて基金をつくったのと違って、皆さんというか、会社からお金をもらって、ありがたいお金もらっているのに、全然使わないような、聞いていると雰囲気、ためているお金を有価証券に使うような項目出ているのだけれども、今ほども本間委員から質問あったのだ。ほかの条例はいい。だけれども、今回のこの条例というのは、やはりそんなもの必要ないかななんて今思ったのだけれども、別にあっても違反的なものではないと思うのだけれども、その辺はどんなふう考えているか。

企画財政課長 先ほど申し上げたように、本当に確率的にはその部分は非常にもう低いと思うけれども、そういうところ、分に幅広な今回は規定をさせていただいたということで、これまでの条例確かに今委員おっしゃったように、ほかの基金でもいろんな同じような規定をずっとされているけれども、有価証券までのその運用というのは実際やっていないので、確率的には本当に低いとは思いますが、ただ、そういうこともできるだけの幅広い規定をさせていただいたということである。

木村 貞雄 そうすると、別にマニュアルをまねしたような形で簡単な考え方でやったのでなくて、やはり有効に使えるための考え方でつくった条例なのか。

企画財政課長 基金条例であるので、基本は一般的なこれまでの基金条例も参考にしながらつくったということであるが。

木村 貞雄 終わる。

高田 晃 本会議初日のときに、この条例案についてある議員から質問があった。当初私も、今それぞれの委員の方が一斉に言っているように、ちょっとこの条例の名称ではなかなか何の目的で使うのか見えてこないなというふう感じてはいたのだが、その後いろいろ企画財政課長から説明があった。私も、いろいろ資料調べたりしたのだが、やっぱりおっしゃるとおりの手法としてはやってきたということで、そもそもこの企業版ふるさと納税については、課長言ったとおりの目的で何に使うかというものについてはいわゆる内閣府、国の認可を受けている。認定されたもの、その事業に特化した、その事業以外には使えないのだよというふうなことなので、イコールその事業というのは、村上市の場合は再生計画によって昨年3月に内閣府に申請した、認可を受けたスケートボードの聖地「むらかみ」セカンドプロジェクトだよということなので、この辺の流れからすると、あるいは勉強したり、今説明聞いたりすると、そうするとそれに特化した基金なのだから、当然ふるさと納税・・・このふるさと納税の正式名は、地方創生応援寄附なので、そこから整合性を取っていくと、この今条例上げている名称でも理解はできる。説明したりあれしたりすると理解はできるのだが、やっぱり一般の方が見た場合に、これ一体何に使う基金なのだよというふうな疑問は多分残ると思うのだ。むしろそういう方のほうが多いのかなというふう思うので、できればこの条例、本議会で当然通す予定でいるのだと思うけれども、予算書にもそういったものがのっているから、だからそれはそういう予定なので、できればこの基金が目的のとおりスケートボードの拠点、

スケートパークを拠点としてスケートボードの普及振興、子どもたちの夢をかなえるための各種事業等々に使っていくということをこの基金を通じて市民にアピールできるように、例えばこの条例の愛称みたいな形、この条例は条例でいいのだが、もっと分かりやすいような愛称というか、このふるさと納税だってこれまず正式名称でないわけだから、もっと市民がぱっと聞いて、ああ、これはスケートボードのために使う、スケートボードを通して子どもたちの育成やトップアスリートの育成、そういうのに使う基金なのだなどというのが分かるように、そういうふうな発信の仕方をしていくというのはいかがなものか。

総務 課長

ご指摘ごもっともだと思います。条例例規、役所の悪い癖で、例えば高熱温泉質活用何だか施設とかなっていても、何のことだか分からない条例とか様々ある。例規自体は、市民に分かりやすさを求めるというのは大原則ではあるが、なかなか役所の文書のつくりとして非常に分かりにくい他の条例もあろうかと思う。今委員のご指摘の部分は重々理解できるので、ただ今3月である。この議会はぜひこれ通させていただいて、寄附金はやっぱり信金さんの意向もあるので、そのまま受けさせていただきたいと思うし、先ほど本間委員もあつたその3条の2項、本当に要るのという指摘になれば、基金の性格上も一考を要するところはあるかなと思うが、今この基金をやっただいて、分かりやすさは目指させてもらうけれども、この基金によって法律上とか、執行するに当たって自治法上とか、会計上の問題があれば、そういうものは全てクリアしていくし、内閣府と協議をさせていただいた基金であるので、今これから内閣府と変更というわけにも正直まいらないし、ちょっと課題として預らせていただいて、今後内部で十分検討した上で委員の皆様の意向が分かるような形でのやり方、ちょっと検討させていただきたいなというふうに思う。

高田 晃

今その有価証券の関係は、総務課長言ったように、企画財政課長が言ったとおり、必要かと言われれば、必要でない部分もあるかもしれないけれども、場合によって何かあつたときのために慎重期してそういった文言入れているのだというのも理解はできるのだが、そもそもやっぱりこの条例の名前、名は体を表すというふうな言葉もあるけれども、行政の今総務課長言ったとおり悪い癖で、やっている人、あるいはつくっている人、提案している人は分かってやっているのだ。ところが、いろいろやってみんなと議論したり、説明しないと分からないような部分もあるものだから、だからこれからいろいろ法整備する上、あるいは行政運営をする上で、やっぱりもう少し分かりやすいものを提示するような方法を取っていかないと、何か透明性のないような行政になってしまうのかなというのがあるので、それだけよろしく願います。

小杉委員長
総務 課長

答弁。

おっしゃるとおりなので、透明性については、私どもこの条例でという作り手の意図、文章に表示し切れていない部分はあるかと思う。この何条、地方、仕事寄附活用事業の経費ということは、これは企業版ふるさと納税を示すのだよなんていうのは、作り手しか分からないところで、その辺の情報発信の仕方は十分注意しなければならぬかなというふうに思っている。

木村 貞雄

今ほど課長のほうから話あつただけけれども、その3条の2項というのは、どうしてもつけなければならないのか、今ほどの国のほうとの関係答弁あつただけけれども。

企画財政課長

今総務課長が申し上げたとおり、今後そういうことを実際必要かどうかということ

は検討の余地があるのだろうということであるけれども、今現状申し上げると、先ほど来申し上げたけれども、国のほうの認定時期というのがスケジュール的に決まっているものだから、今回のこの件については、3月の末に向けてもう国のほうの審査が終わって認定の今作業になっている。その辺があるので、今からなかなか変えるというのはちょっと難しい状況であって・・・

(何事か呼ぶ者あり)

企画財政課長 そうというのが現状でございます。

小杉委員長 委員外議員、静粛にお願いいたします。

本間 善和 ちょっと課長、これはあなたの今の考え方は議会軽視になってしまう。とんでもない話だ。国のほうの審査しているから、あと議会どうしても通してもらわなければならないのだと。反対のやり方だ。とんでもない発言だと思う。取り消してくれ、まず。

企画財政課長 すみません、ちょっと私の言い方が非常に今表現がうまくなかったということであるが、本当に鶏、卵の部分があって、議会で条例案を可決いただいたということで、その後例えば申請をした場合に、内閣府でまたチェックがかかってこれが認定できないというようなことも当然出てくるものだから、大変今回のケースというのは非常に申し訳ないのだけれども、再生計画と併せて条例案を出さなければならないということで、よその事例を参考にしながら今回つくった条例案でチェックを受けて、これで内閣府が大丈夫だよということを経た形で提案させていただいたということで、決して議会のほう、確かに順序逆になるのではないかと今おっしゃる部分というのは分かるのだが、そういう手続の順序になってしまうものだから、そこだけちょっと大変申し訳ないのだが、お願いしたいということである。

本間 善和 課長、確かに手引書の中にも基金の設置条例については、事前に議決前であっても条例案として協議してくれと。あくまでも案なのだ、これはこの文章からいくと。そういうところからいくと、やっぱり議決というのが最優先になるので、そのところは認定していただきたいと思う。この答弁いいけれども、ちょっと質問させてくれ。委員の皆さんの意見を聞いても分かると思うのだけれども、一般の市民、それから寄附をなさった方が、やっぱりここなのだ。私この基金が悪いとは言っていないのだ。どうしても、これはつくったほうがいいと思っているのだ。ただし、一般の皆さんも、基金をしてくださった方も、やはり目的もはっきり分かって、タイトルも分かります。ああ、このための基金をつくってくれた。条例を村上市は新たにつくったのだなど。条例というのは、そんな簡単につくるものでもないし、廃止することもできないはずだ。例えば何かができただけの場合削るとか、云々とか、安易なものでないのだ、条例は。そういうところをもっと真剣になって考えて、どうあるべきかということをやはり再度私は検討していただきたい。本当に私タイトルと1条、この云々のことを抜かせば全く同じなのだ。同意するものだから、その辺のところが一番重要な一般の皆さんが分かりやすい、見やすい、ああ、このためにつくったのだということが一目瞭然分かるような、できると思うのだけれども、いかがか。副市長、どうか、今この話を聞いていて。

副市長 このたびは、多額のご寄附をいただいた。いろいろ担当課の課長からもご答弁申し上げさせていただいているように、これはあくまでもスケートパーク村上がスケートボードの聖地であるということの目的がはっきりとしたご寄附であるということの受け止めである。ただ、ご指摘いただいているように、この条例の名称が非常に

分かりにくい、そういった趣旨を反映したものではないのではないかというふうなご指摘も理解の得る、そのとおりだなというふうには思う。市民の皆様方、それからご寄附をいただいた企業の皆様方にも、この条例は条例として今後広報する等にしっかりとその意思が伝わるような形で、先ほど高田委員からは愛称というふうな言葉もいただいた。そういったものを用いながら、理解していただくためのそういった工夫については十分に検討し、行ってまいりたいというふうに考えているので、その点を十分にご理解をいただければありがたいなというふうに思う。よろしくお願ひいたす。

佐藤 重陽

る話を聞いてみて私また改めて感じたのは、今副市長から出た。高田委員からも出たように、名は体を表す、そのとおりだと思うのだ。この基金条例設置につけての異論というのはそうないのだろうな。ただ、問題は単純なところなのだ。市民が誰が見ても分かる基金にすべきではないか。今村上市に基金というのが財調はじめ20項目ぐらいあるけれども、どうだ、全て基金の名前を見て想像がつく、そう思わないか、今ある村上の基金条例は。全て名は体を表しているのだ。でなければ、今回これ私の提案だけでも、委員会であれば10分、15分で終わることだし、行政も入って相談すれば終わるのだから、私はこの村上地方創生応援基金条例でいきたいのであれば、設置のところにやはりスケートパークのことを一言、二言入れて、こういうためになるのだよと。そして、愛称でPRするというのだったら分かる。この村上地方創生応援基金条例イコール何とか応援団みたいなであれば分かるし、だからその辺のところを修正するだけなので、修正する権限というのは、ここまで来てしまうともう議会のほうに委ねられてしまっているのだから、そこをちょっと相談して、もしこのものに反対だということなら別だけれども、基金に対しては反対の声がないと思うので、そこを委員長、どうだろう、できないのだろうか。その前に委員の意見が、ああ、そんなのこのままでなければ困るという人が出てくればまた違うのだけれども。

小杉委員長 取りあえずちょっと休憩も挟むが、ほかに質疑ある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小杉委員長 いいか、出尽くしたか。

委員長(小杉武仁君) 暫時休憩を宣する。

(午前10時46分)

委員長(小杉武仁君) 再開を宣する。

(午前10時59分)

小杉委員長 理事者のほうから発言を求められているので、発言を許す。

企画財政課長 今ほど再度内閣府のほうに、何とかということで今お話をした。条例の名称については、これはもう動かせないということであるが、条文の中身については、議決の内容によって変わったのであれば、差し替えを認めようということであった。

小杉委員長 よろしいだろうか。それを踏まえて質疑ある方。

佐藤 重陽

いや、そうなれば、俺もさっきこれでこの条例もう国で認めないから設置できない。お金の受け入れができないと、これはちょっと大変だなと思ったけれども、そういうことなら、名称はさっきも言ったように名称がこのままでいくのであれば、俺は

愛称で、さっき高田委員言ったような愛称みたいなもので何とかスケートパーク応援団みたいなことでやればいいのかろうし、その設置のところをちょっと加えることであとすぐできるのでない、1条か。

(何事か呼ぶ者あり)

佐藤 重陽 いや、だからここまで来ているから、もう差異は理事者のほうで変えるわけにいけないから、議会のほうで変えなければいけないけれども、そこを折り合いをつけて、ほんの何言でもない、何文でもないわけだから、字数にして。そのところ・・・

(何事か呼ぶ者あり)

佐藤 重陽 協議会の中でこのまま相談してもいいし、どうだ。

委員長 (小杉武仁君) 暫時休憩を宣する。

(午前11時02分)

委員長 (小杉武仁君) 再開を宣する。

(午前11時32分)

事務 局長 今ほど休憩中に全国市議会議長会のほうに確認した点、1点についてご報告申し上げます。今この当議案については、初日で議会に上程をされ、当委員会のほうに付託されているわけであるので、この状態、状況において当議案が理事者側で撤回できるのかということを確認いたしました。このことについては、議会本会議でもって決定したことなので、理事者側の撤回については最終日の本会議でなければできないということで確認を取れたところである。であるので、この委員会の進行としては、今後また質疑、それから討論で十分審議を尽くした上で、この当議案についての採決をしていただいて、またその後について、例えば先ほど少し休憩中に話があったその修正議案、委員会としてするのか、委員としてするのか、そういったことについては、その後のお話になろうかと思う。以上だ。

小杉委員長 では、ほかに質疑のある方。

佐藤 重陽 私誤解しているかもしれないけれども、修正案というのは、最終日の本会議では理事者提案も出るし、修正案がここで出たとして、否決されれば発議になるのかあれだけども、修正案というのは必ず本題の先に採決されるよね。

(「そうです」と呼ぶ者あり)

佐藤 重陽 委員会の場合は、それがでは違うのだから。もう久しぶりだから忘れたけれども、普通は要するに修正案が提案されて、修正案が出た時点で、出るとその今ある本題を一旦引っ込めて、修正案を採決して、修正案が通ったら今度本題のやつという、俺はそう思っていたのだけれども、流れがちょっと違うのだけれども、そうだから。

事務 局長 今のお話、私はちょっとこの議会の今の委員会の進行の中で、当然議案については成文というか、形を整えたものとして出されるものなので、そういったことをちょっと全体として考えないで進行を考えたときには今のやり方、今この原案についての賛否を明らかにしてということをお願いしたもので、なので、今ここで修正案が委員会としての修正案をつくるということが最初にちょっと念頭にはなかったもので、そういうふうに申し上げた。その修正案についてをどうするかについては、例えばここで賛成の方もいらっしゃるかもしれないし、反対の方もいらっしゃるかもしれない。その賛成、反対を受けて、例えば賛成であれば附帯決議をつけることも

できるし、反対であれば反対のほうでまたその最終日に議案提案をするなりとかと
いうこともできるかと思うのだ。

小杉委員長 あくまでも原案についてなので、今議論しているのは。

佐藤 重陽 いやいや、だからそれが原案の提案しているのか分かるけれども、原案に対してこれ
を否決してからということではなくて、俺修正案の出す場面というのは今でもあ
ると思うのだ。しかも、だから言うように・・・

委員長（小杉武仁君） 暫時休憩を宣する。

（午前 11 時 36 分）

委員長（小杉武仁君） 再開を宣する。

（午後 1 時 03 分）

小杉委員長 それでは、今ほどあったように、ここで質疑を中断して日程を変更いたす。日程第
2 から再開いたすが、第 1 に関しては最後に持っていくようにいたすので、ご理解
をよろしく願ひいたす。

（何事か呼ぶ者あり）

小杉委員長 そうということだね。大変申し訳ない。日程第 1 を最後の日程に変更したいと思うが、
それでよろしいだろうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小杉委員長 それでは、よろしく願ひいたす。

日程第 2 議第 16 号 村上市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題
とし、担当課長（企画財政課長 東海林 豊君）から議案の説明を受けた後、質疑に
入る。

（説 明）

企画財政課長 議第 16 号は、村上市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてで
ある。本案については、本年 4 月 1 日から新潟県行政財産使用料徴収条例の一部が
改正されることとなっていて、これに伴って改正内容に準じ本条例を改正するもの
である。以上である。

（質 疑）

佐藤 重陽 これは、主に対象が特定されるものだと思うのだけれども、あくまでもいわゆる地
下使用料何かの関係だということは、やはり公共用事業の関係が主になるわけだね、
相手は、この使用料対象の相手方というのは。

企画財政課長 いえ、公共事業というよりも、私どもお貸ししているのは温泉の関係の配管とか、
そういうものが主である。

佐藤 重陽 了解。結構だ。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 16 号は、起
立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 3 議第 17 号 村上市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定につ

いてを議題とし、担当課長（総務課長 竹内和広君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

総務課長

それでは、議第17号 村上市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてである。災害弔慰金については、今までもこの村上市災害弔慰金支給等に関する条例の中で、お亡くなりになった場合、生計の主の方は500万円で、その生計で世帯主でない場合250万円という規定でしていた。今回この規定で審査委員会の設定をお願いするわけであるが、この法律の第18条のほうで、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査、審議する必要がある場合は、今までできる規定であった。今もできる規定ではあるが、因果関係を特定しなければならない場合は、その審査委員会をもって支給の決定をしろと。それは、義務ではなくて規定なのだが、今後災害増えてまいった中で速やかにその支給の決定をできるように委員会の設置をこのたびするものである。以上である。

（質疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で審査を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第17号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第4 議第18号 村上市新潟県厚生農業協同組合連合会村上総合病院移転新築支援基金条例を廃止する条例制定についてを議題とし、担当課長（企画財政課長 東海林 豊君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

企画財政課長

議第18号は、村上市新潟県厚生農業協同組合連合会村上総合病院移転新築基金条例の廃止についてである。本案については、厚生連村上総合病院移転新築の支援に要する資金に充てるため、平成28年3月に設置した基金であるが、本年度の補助金の財源として全額過疎対策事業債の発行を認められることとなり、基金の目的を終えたことから、本条例を廃止するものである。なお、廃止により現在基金として積み立てている残高9億5,090万円であるけれども、こちらについては7割分6億6,056万3,000円を財政調整基金へ、3割分2億8,527万円を減債基金へそれぞれ積み立てすることで補正予算に計上しているものである。以上である。

（質疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で審査を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第18号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第5 議第19号 市有財産の無償貸付についてを議題とし、担当課長（企画財政課長 東海林 豊君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

企画財政課長

議第19号は、市有財産の無償貸付についてである。本案については、学校法人北都

健勝学園が岩船縦新町地内の市有地にある学生用アパートを取得し、本年4月1日から新潟リハビリテーション大学の学生の寄宿舍として使用することから、村上市市有財産貸付事務要領第5条第1項第1号の規定によって無償で貸し付けするため、提案するものである。以上である。

(質 疑)

- 本間 善和 課長、ちょっとお伺いしたいのだけれども、今回無償で貸し付けるということについては、私大賛成なのだけれども、これ貸し付けるときの無償としたのは、私の考えでは財産使用料徴収条例の第3条の使用料の免除とは関係ないのか。
- 企画財政課長 いえ、今回は普通財産の貸付事務取扱要領の第5条第1項に規定する、無償とすることができるものとして、地方税法の第348条の学校法人等が設置する寄宿舍に該当するということで、今回学校側ではここを文部科学省に届出をして、今オーケーが出たということであるけれども、寄宿舍として使用するということがあったものだから、その要綱に当てはめて今回は無償にするということにさせてもらいたいということである。
- 本間 善和 理解した。参考なのだけれども、分かれば教えていただきたいのだが、例えばこれを有償で貸した場合、この面積からいってこの辺の価格からどのぐらいの徴収料取るということはちょっと調べてみたか。
- 企画財政課長 通常あそこの評価額から計算すると、年間で35万円ぐらい、月3万円ぐらいになるけれども、そのくらいになると・・・
- 本間 善和 年間で35万円。
- 企画財政課長 はい。
- 本間 善和 分かった。結構である。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第19号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第6 議第29号 令和2年度村上市土地取得特別会計補正予算(第1号)を議題とし、担当課長(企画財政課長 東海林 豊君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

- 企画財政課長 議第29号は、村上市土地取得特別会計補正予算(第1号)についてである。歳入歳出予算の総額から498万4,000円を減額し、予算の規模を2万4,000円とするものである。今回の補正予算については、本年度取得予定としていた都市計画道路整備事業市道南中央線の道路用地について、地権者のほうと交渉を重ねてまいったけれども、契約に至らず、本年度内に用地取得の見込みがないことから、令和3年度予算に改めて計上することといたして、今年度の予算については、このたび補正予算で減額するものである。7P、8Pをお開きいただきたいと思う。歳入においては、第1款財産収入で土地開発基金運用収入2万2,000円を、第2款土地開発基金借入金で土地開発基金借入金496万2,000円をそれぞれ減額するものである。歳出において、次のページであるが、歳出であるが、第1款財産収入で土地開発基金運用収入2万2,000円を、第2款土地開発基金借入金で土地開発基金借入金496万2,000円をそれぞれ減額するものである。以上である。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で審査を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第29号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第7 議第6号 令和3年度村上市土地取得特別会計予算を議題とし、担当課長（企画財政課長 東海林 豊君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

企画財政課長 それでは、予算書の220Pからお開きをいただきたいと思います。令和3年度の土地取得特別会計の当初予算である。令和3年度の予算総額は499万円としている。226、227Pをお開きいただきたいと思います。初めに歳入であるが、第1款財産収入では、第1項財産運用収入で土地開発基金運用収入2万6,000円を、第2項財産売払収入では、土地売払収入1,000円、項目計上いたした。続いて、第2款土地開発基金借入金では、先ほど議第29号、土地取得特別会計補正予算（第1号）であったとおり、都市計画道路南中央線用地取得について、令和2年度に取得できなかったため、令和3年度に改めて計上しているものであって、496万2,000円を計上している。第3款諸収入では、雑入に1,000円を項目計上いたした。次のページをお開きいただきたいと思います。歳出である。歳出では、第1款財産取得費に土地購入費496万2,000円を、第2款諸支出金では、第1項土地開発基金費で土地開発基金利子積立金2万6,000円を、第2項土地開発基金償還金及び第3款予備費では、それぞれ1,000円を項目計上いたした。なお、令和3年度末の土地開発基金残高見込みであるが、3億2,515万7,499円で、内訳は現金で9,050万6,546円、土地分で2億3,465万953円となる見込みである。以上である。

(質 疑)

渡辺 昌 どこで聞けばいいのかわからなかったのだけれども、ここが一番近いのかなと思ったのだけれども、裁判所の土地なのだけれども、以前裁判所建て替えの際に、建て替えにおいて必要としない土地については、市で購入するような説明があったように思うのだけれども、その辺のところ説明お願いいたす。

企画財政課長 公共用地というか、公共財産の不要となった土地については、財務事務所にその財産が引き継がれた場合に、市のほうへ取得の要望があるかということの照会が来るのだが、まだあの土地については、私どものほうに照会というのが来ていない状況であって、今後そういう調査が引き継がれれば、そういうこと来るのだと思うけれども、取得ということも視野に入れながら以前から検討はしているけれども、まだ具体的な動きというのはないという状況である。

渡辺 昌 終わる。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第6号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第8 議第7号 令和3年度村上市情報通信事業特別会計予算を議題とし、担当課長（総務課長 竹内和広君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)
総務 課長

予算書の230Pをお開きください。議第7号 令和3年度村上市情報通信事業特別会計予算である。歳入歳出予算の総額は、それぞれ3億1,500万円、前年度と比較いたしてマイナス23.2%、9,500万円の減となっている。主な要因といたしては公債費、起債元利償還金の減、それから山北地区における情報センターの機器を再リースすることによる減が主な要因である。説明欄で内容をご説明申し上げる。予算書の236P、237Pをお開きください。まず、歳入である。237Pの説明欄でご説明を申し上げます。1款1項1目の情報通信施設負担金、施設利用の新規加入者14件分を見込んでおり、71万2,000円を計上いたしました。2款1項1目情報通信施設使用料であるが、前年度までの収納状況によってほぼ前年並みの計上をさせていただいた。手数料については、放送手数料科目計上である。3款1項1目一般会計繰入金については2億3,323万4,000円ということで、前年度と比較いたして9,582万3,000円の減である。これについては、歳出のほうでご説明申し上げますが、償還金及びセンター機器のリース料が主な要因となっている。前年度の繰越金については科目計上である。5款1項1目の雑入については、1、光伝送路等貸付料ということで、NTT東日本ほか4社の方へ光回線を貸し付けているもの、2,845万1,000円を計上いたしました。2番、道路改良工事等支障施設工事補償料は、朝日地区の県道鶴岡村上線の石住地内の工事に伴う補償料の入を見込んだ。建物共済災害共済金については、科目計上である。おめくりいただいて、歳出のほうをご説明申し上げます。239Pの説明欄でご説明を申し上げます。1款1項1目の1番、情報通信事業一般管理経費は、今までの通常どおりの一般経費であるが、1,859万1,000円ということで、昨年度と比較いたして810万5,000円ほど増額をしている。主な要因といたしては、上から6番目の測量設計等委託料、これ新規である。放送設備のセンター機器の老朽化が進んでいて、その更新作業をこれからしていかなければならない。その設計を委託料を新規で計上させていただいた。そのほか、一番下、消費税である。418万円ということで、昨年度より増額になっているが、これについては、今回の中間納付の実績等によりしようとする見込額を計上させていただいたものである。2番の情報通信事業職員人件費については、3人分2,424万7,000円を計上させていただいた。続いて、1款1項2目の施設管理費である。1番の山北地区施設維持管理経費7,615万9,000円、昨年度より2,107万6,000円の減となっている。増減あるが、まず増えた要素といたして、上から8行目に設備保守点検業務委託料が800万8,000円ということで、昨年度より442万2,000円増になっている。これと関連して、下から2番目、情報センター機器等リース料、これが先ほど再リースによるもので、この分については3,181万円減額となっている。これは、再リースすることによって保守パック、今回も補正お願いいたしたが、新年度予算で補正お願いしたとおり、再リースにより保守パックが取れた、その分が保守料ということで新たに追加になると。再リースが減になった分、今までは保守込みの再リースだったのだが、それがなくなって、保守パックの分が年間を通して増額になるというところである。それから、一番下の工事請負費578万8,000円については、板貝橋に共架していた光ケーブルが壊れていたものを仮復旧しておったのだが、このたび本復旧という工事費について578万8,000円を計上させていただいた。2番、朝日地区施設維持管理経費である。1億134万円ということで、昨年度より988万6,000円の減となっている。おめくりいただいて、241Pのほうに移って、主な大きな部分といたしては7行目、告知端末機借上料413万2,000円という

ことで、昨年度より2,685万5,000円の減となっている。これは、端末機を再レンタル、今までのレンタルより再レンタルというものによる減額である。それから、下から2行目、情報センター機器等リース料については、科目が今まで電算機関連機器リース料ということで計上していたが、計上科目を変更したものであって、その分を情報センター機器等リース料に含めて昨年度より増額となっている。工事請負費2,150万円については、主に国道及び県道の道路改良工事に伴う光ケーブルの移設移転工事である。先ほど入のほうでご説明させていただいた県道鶴岡村上線の布部地内の工事100万円、そのほか大須戸地内、今度国道7号チェーン脱着所付近と高速道路の完了工事、それぞれチェーン脱着所付近が58万6,000円、高速道路の改良工事に伴う移転補償工事が1,896万円ということで、計2,150万円計上させていただいた。3番、神林地区施設維持管理経費で、昨年度と比較いたして約55万6,000円の減である。修繕料については、昨年度より150万円ほど減の550万円で計上させていただいた実績等により精算したものである。そのほか大きな変動はないが、下から3番目のシステム使用料のほうで1,880万4,000円ということで、昨年度より100万円強減している。これサービス料、端末の台数が減ということで見込んでいる。次に、2款1項1目起債の償還元金である。冒頭申し上げたように、元金のほうで昨年度比較いたして6,932万9,000円、利子のほうで昨年度と比較いたして67万8,000円の減で、それぞれ元金で622万1,000円、利子で12万3,000円を計上させていただいた。予備費については、昨年度と同額である。以上である。

(質 疑)

木村 貞雄 情報化推進室長のほう詳しいと思うのだけれども、何うが、修繕料について、今年も大雪で特別なため、今結構修繕料あったと思うのだけれども、ただ昨年12月補正でよく覚えているのだけれども、山北にたしか500万円補正して、朝日が400万円、神林が九十何万円だったか。それで、この大雪で十分足りたということだね。

情報化推進室長 現状補正いただいた既決予算の範囲内で執行可能というふうに見込んでいる。

木村 貞雄 それで、そのときに12月議会では、その修繕料の中に支障移転工事というのがやっぱり入っていたのだ。それでいいか。

情報化推進室長 支障移転による一時的な移転は入っている。

木村 貞雄 それで、現場のことよく分かるのだけれども、支障移転というのは、道路の関係で電柱が移転したり、今それだけでなく東北電力さん、NTTさんは国の事業でそういう倒れやすい、徹底的に建て替えだけの工事が今いっぱいあるのだ。それで、ちょっとずれるとケーブルが届かない。電柱に移架できない。それから、あるいは何スパンも調整しなければならないとそこに莫大なお金かかるのだ。ケーブル張り替えしたり、端子管つけたり、そういうのが幹線ケーブルなのだけれども、そういうところのお金というのはたくさんかかるのだ。それから、宅内の引き込み線・・・質疑をお願いいたす。

小杉委員長

木村 貞雄 その金額が相当入っていると思うのだけれども、それを今回のこの当初予算には昨年の当初予算と12月補正の額をプラスしたやつがここにのっているのだよね。簡単に言えば予算して、何後からかからなければ修正すればいいのだけれども、補正すればいいのだけれども、そういった中身のことはどう考えているのか。

総務 課長

修繕に関しては、自宅の建て替えとか、いろんなものがある。いろんなパターン、委員のほうよくご存じだと思うのだけれども、それぞれでおっしゃるとおりに最初

から補正すればいいではなくて、年間を通してこのぐらいかかるだろうという見込みで計上させていただいている。ただ、やむを得ない事情により足りないときは、補正させていただくということをお願いしたいという予算の考え方で計上させていただいているものである。

木村 貞雄 分かりにくいのだ。雷落ちたり、そういった宅内、家に入ってくるやつを修繕したのは、本当に修繕料だよ。だけれども、さっき私言ったようなものは、本当の修繕でないのだ、本当であれば。だから、その辺が分かりにくいところがあるので、今までどおりやっぱりそういう予算化していくつもりか。

総務 課長 支出科目の問題だと思うが、今ある機能のものを維持しながら、その保つということで私は計上の仕方としては修繕料で適しているのだということで計上させていただいている。

木村 貞雄 計上の仕方はいろいろあるのだけれども、今度そういったかかった場合に議会のほに分かりやすい説明するようにお願いしたいと思う。終わる。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第7号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

委員長（小杉武仁君） 暫時休憩を宣する。
（午後 1時34分）

委員長（小杉武仁君） 再開を宣する。
（午後 1時35分）

小杉委員長 議第15号については、修正案の確認に時間を要するため、本日の委員会はここまですし、8日も引き続き行うことといたす。

委員長（小杉武仁君） 散会を宣する。
（午後 1時35分）